

令和5年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回専門部会
議事録

令和5年8月1日
15:00～15:40
千葉労働局1階会議室

令和5度
千葉地方最低賃金審議会 第1回専門部会 議事録

1 日時 令和5年8月1日(月) 15:00~15:40

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、黒岩委員、高橋委員

4 議題

- (1) 地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について
- (2) 千葉県最低賃金の金額について
- (3) その他

5 議事内容

(賃金室長補佐)

ただ今から令和5年度第1回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。当専門部会委員は、去る7月6日に開催されました第432回本審議会において説明しましたとおり、審議会終了後に、候補者の推薦にかかる公示を行うなど所定の手続きを行い任命いたしました。各委員皆様の辞令につきましては、本来、労働局長から直接お渡しすべきところでございますが、時間の都合上お手元に配付させていただいております。どうぞご了承を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、本年度第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、ご了承をいただきたいと存じます。

続きまして、定足数について確認させていただきます。本日は、公労使すべて

の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

それでは、はじめに労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

(基準部長)

委員の皆様方には大変お世話になっております。事務局といたしましては、委員の皆様方に千葉県の最低賃金を決めていただける上で、労働者の生計費及び賃金並びに通常の賃金支払い能力等を勘案した上で決めていただけるよう努力をしてまいりますのでご審議の方よろしく申し上げます。

(賃金室長補佐)

それでは、早速、部会長及び部会長代理を選出させていただきたいと存じます。

なお、部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくこととなりますが、先日の公益委員会議での協議の結果、部会長に大澤委員、部会長代理に下田委員ということで調整をいたしましたがいかがでしょうか、お諮りいたします。

《異議無し。旨の声》

(賃金室長補佐)

ありがとうございました。

ただ今、部会長に大澤委員、部会長代理に下田委員が選出されました。

それでは、これからの議事進行につきまして、大澤部会長、よろしく願いいたします。

(部会長)

審議に入る前に一言申し上げますけども、昨年もこの段階で審議会が注目されているということを申し上げたのですが、今年は昨年とは全く違う次元で最低賃金のあり方というのが非常に問われている、注目されていると思います。

部会長としても大変責任の重さを感じております。労働者側の委員の皆様、使用者側の委員の皆様もそれぞれ立場の違いはあるものの同じ境地ではないかと推察しております。真摯な議論を尽くし、良い形で決められるよう公益委員としても頑張っていきたいと思っておりますので、皆様におかれましてもよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度第1回千葉県最低賃金専門部会の審議に入ります。

まず、議事の公開についてですが、7月6日に行われた運営小委員会で協議し

た結果、第1回目の専門部会は、運営規程第6条第1文により公開で開催し、第2回目以降の専門部会は、具体的な金額審議に入ることから、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当すると判断し、非公開と決定しましたので、ご報告いたします。

これを踏まえ、本日の第1回専門部会について公示をしたところ、傍聴される方が1名おりますことをご報告いたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は、議事録を作成し公開することとなりますので、よろしくお願いいいたします。

次に専門部会の進め方についてです。昨年までは、第1回目の専門部会で労使双方から基本的なお考えをご披露いただき、その上で金額審議に入っておりましたが、今年は、第1回目、本日の専門部会において、労使双方から基本的なお考えをご披露いただき、第2回目以降の専門部会から具体的な金額審議に入る、という流れで進めていきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

《異議無し。旨の声》

(部会長)

それでは、本日の専門部会は、労使それぞれから基本的なお立場、お考えなどをご披露いただくこととし、第2回目以降の専門部会から具体的な金額審議に入ることとしますので、よろしくお願いいいたします。

それでは議題に入ります。これから労使双方に基本的なお考えなどを述べていただきますが、その前に、労使それぞれ別室による協議が必要でしょうか、必要があれば時間を取りますが、いかがでしょうか。

《必要ありません。旨の声》

(部会長)

よろしいでしょうか。

《はい。旨の声》

(部会長)

それでは、まず労働者側から述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(労働者側委員)

それでは、基本的な考え方について申し上げたいと思います。

まず、最低賃金に対する社会的に注目が断然高まっておりまして、今年は 30 年ぶりの賃上げの流れも受け、昨年以上に注目されていると意識をしており、本年の議論にあたって、最低賃金法第 1 条に掲げている法の目的を踏まえて議論を尽くす必要があるだろうと考えております。

労働者側としましては、中央審議会での公益見解に配慮した考え方で審議を進めていきたいと考えておりまして、その上で、千葉県の状況等を考慮に入れた審議をしたいと考えております。本年の審議に臨む中での労働者側の基本的な考え方 4 点と、目標的な見解 7 点を申し上げたいと思います。

まず、基本的な考え方 1 点目になります。

コロナ禍で落ち込んだ経済の回復に向かいつつあるこの局面で、日本経済のステージを転換し、経済の持続的な成長に導くためには、本年の春季生活闘争をかつてない水準で実現しました賃上げの成果を、未組織の労働者に対しても広く確実に波及させる必要があると考えています。

2 点目は、足下の経済情勢についてです。

資源高や円高の影響等につきまして、2021 年度後半から上昇という局面に入った物価は、未だに高水準で推移をしているという状況でございます。

3 点目は、賃金についてです。

連合の 2023 春季生活闘争第 7 回最終回答集計では平均賃金方式で回答を出した 5,272 組合の賃上げ結果は額にして 10,560 円、率にして 3.58% とかつてない水準となっております。有期短時間契約等労働者の賃上げ額は時給で 52.78 円、率にして 5.01% に引き上げとなっております。

最後 4 点目ですが、足下の実質賃金は前年比 -1.2% と、いまだ物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いているということございまして、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活が苦しく、生活水準の維持・向上の観点から実質賃金を強く意識した議論が必要であるということと考えております。

次に、目標的な見解が 7 点です。

1 点目は、千葉県の地域別最低賃金は 984 円で、年間 2,000 時間働いても年収にすると 196 万円程度であり、ワーキングプアの水準にも届いていないということです。生存権を確保した上で、労働の対価として相応しい水準に引き上げるべきだと考えております。

2 点目は、千葉市の消費者物価についてです。

持ち家の帰属家賃を除く総合支出が、5 月時点で 5.9% に引き上がっており、対前年比では 4.5% の上昇に達しております。とりわけ、生活必需品など切り詰めることの出来ない支出項目における物価上昇が最低賃金近傍で働く者の生活

を圧迫しているということです。

3点目は、電気・ガス価格・激変緩和対策事業によって表面的な消費者物価指数は押し下げられておりますが、この激変緩和措置が終了する10月以降、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態に目を向けて、生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した審議が必要だと考えております。

4点目では、千葉県の雇用情勢についてです。

有効求人倍率、新規求人倍率とともに堅調に推移をしており、昨年2022年度の時と比べても改善をしているということであり、雇用人員判断DIでは、製造業・非製造業ともに不足となっており、人材不足が顕著な中小企業・零細事業者においてこそ、人材確保と定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であると判断しております。

5点目ですが、賃上げの水準はコロナ禍前に回復しつつありますが、これは、人への投資の必要性について労使が認識を深めた結果であると受け止めております。この流れを最低賃金の引き上げにつなげ、労働者の労働条件の向上に波及させるべきであると考えており、上昇が続く募集賃金も、企業が賃上げを通じた人材確保に重きを置いてあることの現れだと考えております。

6点目は、地域間格差についてですが、地方から都市への労働力を流出させる一因になっており、結果として地方の中小・零細企業の事業継続発展の厳しさに拍車をかけ、地域そのものの情勢にも悪影響を及ぼす仕組みになっていると考えております。

最後に7点目です。最低賃金の引き上げは、環境整備の観点をセットに利用すべきであると考えており、環境整備に向けて政府の各種支援策の更なる活用促進と活用状況を踏まえた効果測定と、その情報提供を一層徹底していくことに加え、パートナーシップ構築宣言の普及促進を引き続き進めていくとともに、実効性を高めていく必要があるのだろうと考えております。

以上、労働者側の基本的な考え方と目標的な見解と致しまして、今年の審議でも労働者側は、公益委員のご知見を伺いながら、労使での議論を尽くして結論を得るよう全力で取り組みたいと考えております。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

続きまして、使用者側からお願いします。

(使用者側委員)

それでは使用者側として、まず現在の経済情勢等の認識、その後に本年度の審議に際しての基本的な考え方についてご説明させていただきます。

まず、足下の国内経済の状況に対する現状認識であります。ここ3年ほど続いたコロナ禍の影響は薄れつつあり、インバウンド需要や個人消費の回復、企業による投資への前向きな動きも出始めており、全体の基調としては回復傾向にあると言えるのではないかと考えております。

一方で、ロシア、ウクライナ問題の長期化、様々な物資の供給遅延、あるいは欧米を中心とした相次ぐ利上げへの影響、昨今では、中国経済の鈍化傾向等々、世界では懸念材料も見られ、海外経済の減速リスクということについては注視が必要というふうに考えております。

県内の企業動向については、全体として回復基調にあるとは思いますが、とりわけ、中小企業の多くが長らく続いてきたコロナ禍の影響に加え、原材料価格やエネルギー価格の高騰などによるコストの上昇、人手不足による売上機会の喪失、人材確保のための賃上げによる更なるコスト負担を強いられていると思います。特に、賃上げにつきましては、業績が改善しないまま人材確保定着を優先し、いわば防衛的賃上げを行った中小企業が存在しているということも考慮しなければならぬと考えております。

次に、こうした現状認識を踏まえた上での基本的な考え方についてですが、まず、物価上昇についての捉え方ではありますが、昨年もこの場で申し上げたと思いますが、昨年来の大きな背景としましては、輸入物価高騰に端を発する、いわゆるコストプッシュ型インフレによるものであります。景気が好循環し、需要の増大を伴ってインフレが加速していくといった、いわゆる良いインフレではないと思います。加えて、人手不足が進んでいる状況です。こうした中で企業が事業を継続し、売上げを確保していかなければならないわけであり、したがって、先ほども触れましたが、足下の業績にかかわらず、とりわけ体力の弱い中小企業を中心に、コスト上昇の中にあいながらも人材確保のための防衛的賃上げをせざるを得ない状況が生まれているというふうに認識しております。

こうした企業体力を消耗しかねない状況が続く中で、労働者側が主張されております、従業員的生活を守るという観点での実質賃金を意識した賃上げの必要性については大いに理解いたしますが、先ほどの中央審議会のビデオメッセージでもありましたが、企業経営者として企業経営上最優先で取り組むべき課題として収益構造を維持しなければならない、そのためのコスト上昇の十分な価格転嫁、そして生産性の向上がまず必要だと考えております。

厳しい状況下でも事業を継続していくことこそが、働き手的生活を守ることに繋がると考えるからです。

特に、我が国で価格転嫁が進まないのは、長年の商慣行や大企業との力関係等も一因にはあると思われま。

また、デジタル化、DX推進などの流れは浸透しつつありますが、目に見えて

生産性の向上に必ずしもつながっている状況にはないのではないかと考えております。こうした中での大幅な賃上げは、企業によっては事業継続のリスクを増大させ、先ほども申し上げましたが、働き手の皆さんにとっても先行きへの不安が増大することにつながり、決して好ましい状況ではないのではないかと思います。繰り返しになりますが、企業が生産性の向上、そして価格転嫁を実現し、適正な利潤を確保できるような環境整備、ビジネス慣行の見直し等が行われ、賃上げの原資が着実に積み上がっていくような状況が同時並行的に作られていくことが求められているのではないかと強く感じているところであります。

政府や経団連も含めまして、最低賃金 1,000 円の早期実現を唱えているわけですが、この背景には、長らく続いているデフレマインドを一気に払拭し、コロナ禍の影響も脱しつつある中で、国内需要にも変化が出始めていることや、さまざまなイノベーションが生まれつつある現状を好機と捉えまして、賃上げを伴った形での経済の好循環につなげたい、加えて、諸外国との賃金格差を早期に解消したいという強い思惑といたしますが、期待感があるという理解をしております。ただ、諸外国の水準との乖離の解消や実質賃金のプラス転換というのは課題ではありますが、一足飛びに容易に行われるものではないというふうに思います。

また、冒頭でも触れた輸入インフレに端を発した物価上昇そのものについてですが、先ほど中央審議会からも説明がありましたが、直近の足下では上昇率が落ち着きを見せている品目も出てきておりますので、来年度以降にかけてこの物価の推移が持続していくのかどうかというのは、注意深く見ていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

賃上げを伴う経済の好循環の実現に向け、課題解決の優先順位を見誤ることなく、また、あくまでも各種データに基づく足下の企業の経営実態を踏まえた議論をベースとして、今年度の審議に臨みたいと思っております。また、言うまでもありませんが、最低賃金は業種間隔差を考慮しない全産業に対する一律の強制力ある運用です。加えて、下方硬直が高いということからも、引き続き慎重に議論されるべきものと考えております。

最後になりますが、先ほどの中央審議会からの説明、そして労働者側からもございましたが、本年度の県最賃の改定幅にかかわらず、中央政府においては生産性向上と価格転嫁に向けた各種環境整備、そして支援の強化を積極的に図っていただきまして、最賃改定の効果を半減させることのないように期待したいと考えております。

私からは以上になります。よろしくお願いたします。

(部会長)

ありがとうございました。

本日は、冒頭でも申し上げたとおり、労使双方のお考えなどをお聞きするところまでとなりますので、明後日から開催される第2回目以降の専門部会で具体的な金額審議に入りたいと思います。

以上で、本日の議題は終了となりますが、他に何か発言したいことはあるでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、本日の審議は、これにて終了とさせていただきます。

次回、第2回専門部会は、明後日、8月3日午後2時30分から、場所は本日と同じく、千葉労働局1階会議室、こちらの部屋で開催しますので、よろしくお願ひします。それでは、閉会とします。

ありがとうございました。